

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇佐市環境基本条例（平成24年宇佐市条例第21号）第4条第2項の規定に基づき、市民が行う環境の保全及び創造のための活動を支援するため、宇佐市内で先導的な活動を行う非営利団体に対して、予算の範囲内において宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇佐市補助金交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市民が主体となって継続的、自発的に活動する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的としない団体
- (2) 宇佐市内に活動拠点を有する団体で、原則として5人以上で構成され、代表者及び構成員の過半数が宇佐市民（在住、在勤及び在学の者を含む。）で構成されているもの
- (3) 会則又は規約等を有しており、団体としての意思決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができる団体
- (4) 特定の企業若しくは政党の支持又は宗教活動を目的としない団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体（者）でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業のうち、新規に実施するもの又は既存事業の拡充のために実施するものであって、継続性及び発展性が認められるものとする。

- (1) 地球温暖化対策、地球環境の保全等の環境活動事業
- (2) 地球環境の保全を図るための必要な知識の提供に関する事業
- (3) 前2号に掲げる活動の推進に資するための調査研究に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に資する活動として重要な意義を有すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 市が主催する事業
- (2) 専ら営利のみを目的とし、公共性を欠く事業
- (3) 事業の効果が特定の個人等に帰属する事業
- (4) 清掃活動及び植栽活動のみを目的とする事業
- (5) 前号までに掲げる事業のほか、補助対象とすることが適当でないと認められる事業

3 補助対象事業は、当該事業に着手した日の属する年度内に完了するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用であって、補助対象事業を行うために直接必要とする経費（以下「補助対象経費」という。）に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、5万円を限度とする。

- (1) 講師等に支払う謝金及び旅費

- (2) 物品、教材及び資材の購入費
- (3) 使用料、賃借料及び役務費
- (4) 事業の実施に伴う事務費（通信費、運搬費、事務用品費、印刷費等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に直接必要な経費で市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施により収入が発生した場合及び補助対象事業の実施につき国県市町等の助成金等を活用する場合は、補助対象経費から当該収入額及び当該受領した助成金等の額を控除するものとする。

3 1 団体に対する補助金の交付は、年度につき1回までとし、同一の事業につき2回までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施計画書（事業の収支予定及び補助対象経費の内訳書を含む。）
- (2) 団体の概要を記載した資料（規約、会則等）
- (3) 第2条第2号の要件が確認できる資料（会員名簿等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定したものにあっては宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したものにあっては宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更し、又は事業を中止する場合には、宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金変更等承認申請書（様式第4号）により市長の承認を得なければならない。ただし、内容の変更が軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の補助金変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金交付額変更等決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（事業実施報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業を実施した日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金実施報告書（様式第6号以下「実施報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境活動事業の実施に要した経費の領収書等の写し
- (2) 環境活動事業収支計算書
- (3) 事業実施内容報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、実施報告書の提出があったときは、速やかに補助金の交付額を確定し、交付決定者に宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知する。

(請求の方法)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、宇佐市脱炭素促進グリーン活動支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定者の協力)

第12条 交付決定者は、市長から次に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 地球温暖化防止の取り組みに関するアンケートの提出
- (2) その他市長が必要と認める事項

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときには、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から3年以内ごとにこの補助金のあり方、必要性について必要な見直しを行うものとする。